

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日に休むときは、
当日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法等に基づく現物給与の標準価格
被爆者一般疾病医療機関の指定
解除予定の保安林(三件)
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地収用法による収用の手続の開始の申立て
- 海岸保全区域の指定
- 鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 県議会規則 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第三百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十五条及び日雇労働者健康保険法(

昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価格を次のとおり定め、昭和五十二年五月一日から適用し、昭和五十一年五月鳥取県告示第三百九十八号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について)は、廃止する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 食事の給与
 - 一人一月につき 一万千円
 - 一人一日につき 三百七十円
 - 朝食一食につき 百円
 - 昼食一食につき 百二十円
 - 夕食一食につき 百五十円
- 二 住宅の給与
 - 一畳一人一月につき 五百円
- 三 被服の給与
時価

鳥取県告示第四百号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十二年五月十一日	田 中 医 院	八頭郡郡家町下津黒二六

鳥取県告示第四百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字乳母ヶ谷二二九九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字三平山ウレ石平二七二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大原土地改良区

理事 涌嶋輝雄	
変更前	倉吉市栗尾二三六番地
変更後	倉吉市栗尾一八八番地の一

鳥取県告示第四百五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定に基づき、鳥取県知事から収用の手続を保留した土地について、その手続を開始する旨の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

鳥取県知事

二 事業の種類

一級河川日野川水系法勝寺川賀祥ダム建設事業及びこれに伴う附帯工事並びに一般国道百八十号(旧県道米子石見新見線)及び町道付替工事

三 収用の手続が開始される土地

西伯郡西伯町大字下中谷字家ノ向山、字鈿谷、字横道ノ上、字山神谷、字堂ノ本、字オノ木山、字魚飛山、字家ノ上、字ミトウ原、字木ノ本、字横谷山、字ヒガラシ、字ヒガラシ中、字カンナ山、字菅沢、字菅沢中、字小谷、字カウセン前向、字カウセン前、字カウセン前上、字下ケ市、字家ノ奥、字途中谷下山、字河原田、字堂ノ下タ、字鈿谷尻、字カリ畑、字家ノ上山、字竹スミ、字河堀、字タテアハセ、字ドウド、字ドウド西、字五万田山、字ドウド山、字寄附山、字ハリ次谷、字塔田、字ヨリ次、字ヒヤケ田、字途中谷下、字牛房谷、字トチウ谷尻山、字三ノ田、字ソリ、字ホウキ山、字ホウキ、字ウルシ田、字トウタケ塔、字信国、字ゲンツケ、字クグルキ田平、字三傳田、字大林及び字下モ山崎並びに大字上中谷字オノ谷、字オノ谷尻、字オノ谷南平、字堂迫り、字堂ノ上、字塚田、字出ノ下、字岩迫り、字タイ、字出ノ上、字テイカ塔、字大江谷、字トトロキ、字信ヨリ、字和田、字和田上、字後ケ市及び字堂ノ前地内

四 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

西伯町役場

鳥取県告示第四百六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和四十年八月鳥取県告示第四百九号（海岸保全区域の指定について）は、廃止する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

海岸名	区域
鳥取県鳥取	次の基点を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第一項に規定する河川区域を除いた区域
沿岸鳥取港	基点一 鳥取市浜坂字東浜一、三八九の二番地東側導流堤基部から八七度〇〇分一、一八〇・〇メートルの点
海岸浜坂東	基点二 基点一から一八〇度〇〇分五〇・〇メートルの点
浜地区海岸	基点三 基点二から二六三度三〇分七五〇・〇メートルの点
	基点四 基点三から三二五度〇〇分五五・〇メートルの点
	基点五 基点四から三二五度三〇分五四・〇メートルの点
	基点六 基点一から〇度〇〇分五〇・〇メートルの点
	基点七 基点一に同じ。
鳥取県鳥取	基点一 鳥取市賀露町字西浜一、七五七の四五番地先防波堤基部から二四六度〇〇分六〇二・〇メートルの点
沿岸鳥取港	基点二 基点一から二五七度三〇分六六三・〇メートルの点
海岸賀露西	基点三 基点二から〇度〇〇分四一・〇メートルの点
浜地区海岸	基点四 基点三から三四〇度〇〇分五〇・〇メートルの点
	基点五 基点一から三四七度〇〇分一四七・〇メートルの点
	基点六 基点一に同じ。

鳥取県鳥取	基点一 東伯郡泊村大字小浜字浜畑九四七の一番地の標柱
沿岸小浜港	基点二 基点一から七二度〇〇分四〇・〇メートルの点
海岸小浜地区海岸	基点三 基点二から三五六度〇〇分三〇・〇メートルの点
	基点四 基点三から一二度〇〇分五四・〇メートルの点
	基点五 基点四から三八度三〇分三〇・〇メートルの点
	基点六 基点五から三四六度〇〇分七〇・〇メートルの点
	基点七 基点六から三一五度〇〇分七〇・〇メートルの点
	基点八 基点七から一九六度三〇分四二・〇メートルの点
	基点九 基点八から二〇二度三〇分三四・〇メートルの点
	基点十 基点九から一九五度〇〇分五三・〇メートルの点
	基点十一 基点十から二二五度〇〇分一九・〇メートルの点
	基点十二 基点十一から二二五度〇〇分三七・〇メートルの点
	基点十三 基点一に同じ。
鳥取県鳥取	基点一 東伯郡泊村大字石脇字三ノ北畑一八三番地の標柱
沿岸石脇港	基点二 基点一から一五四度三〇分二二・〇メートルの点
海岸石脇地区海岸	基点三 基点二から一〇二度〇〇分一三五・〇メートルの点
	基点四 基点三から一一六度〇〇分九九・〇メートルの点
	基点五 基点四から三六〇度〇〇分一三〇・〇メートルの点
	基点六 基点五から二七五度〇〇分九二・〇メートルの点
	基点七 基点六から二七五度〇〇分五二・〇メートルの点
	基点八 基点七から三二三度三〇分一九六・〇メートルの点
	基点九 基点一に同じ。
	基点一 東伯郡赤碕町大字別所字三谷尻一の二番地先国道橋脚基部

部

- 基点二 基点一から二八〇度三分二八・〇メートルの点
- 基点三 基点二から二九二度二分七四・〇メートルの点
- 基点四 基点三から二七二度〇分八四・〇メートルの点
- 基点五 基点四から二八五度一分八八・〇メートルの点
- 基点六 基点五から三二二度三分四五・〇メートルの点
- 基点七 基点六から二九〇度〇分一六三・〇メートルの点
- 基点八 基点七から二六一度三分五二・〇メートルの点
- 基点九 基点八から二八〇度〇分九五・〇メートルの点
- 基点十 基点九から二五度五〇分一二五・〇メートルの点
- 基点十一 基点十から二八一度〇分六三・〇メートルの点
- 基点十二 基点十一から二九九度〇分二一・〇メートルの点
- 基点十三 基点十二から四度三分一四・〇メートルの点
- 基点十四 基点十三から三二五度一分五八・〇メートルの点
- 基点十五 基点十四から三五五度一分五四・〇メートルの点
- 基点十六 基点十五から二度三分一二・〇メートルの点
- 基点十七 基点十六から三五二度〇分三八・〇メートルの点
- 基点十八 基点十七から二六四度四分一六・〇メートルの点
- 基点十九 基点十八から三一三度〇分一四・〇メートルの点
- 基点二十 基点十九から七〇度〇分八四・〇メートルの点
- 基点二十一 基点二十から七二度〇分六九・〇メートルの点
- 基点二十二 基点二十一から五一度四分九三・〇メートルの点
- 基点二十三 基点二十二から八度三分七〇・〇メートルの点
- 基点二十四 基点二十三から〇度〇分一一八・〇メートルの点

基点二十五 基点一に同じ。

基点一 東伯郡赤碕町大字赤碕字針屋屋敷一、二四六の一番地先西

防波堤西側基部から二四七度〇分二五・〇メートルの点

鳥取県鳥取 基点二 基点一から三〇二度二分三九・五メートルの点

沿岸赤碕港 基点三 基点二から二九四度〇分一九三・〇メートルの点

沿岸赤碕西 基点四 基点三から三〇一度三分一四六・〇メートルの点

地区海岸 基点五 基点四から二六度三分二〇・〇メートルの点

基点六 基点五から二七度〇分五〇・〇メートルの点

基点七 基点六から五五度四七分七四・〇メートルの点

基点八 基点七に同じ。

鳥取県告示第四百七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行浜村支店の項中「鳥取県立第一更生指導所」を削る。

県 議 会 規 則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月二十日

鳥取県議会議長 浜 崎 芳 宏

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則(昭和四十三年十一月鳥取県議

会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「第一係・第二係・第三係・第四係」を「調査第一係・調査第二係・調査第三係・調査第四係」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】